

第4章

施策の展開



基本目標Ⅰ 誰もが尊重される安心・安全なまちを築きます

個別目標Ⅰ－１ 人権尊重と男女共同参画意識の向上

現状と課題

- 区が力を入れるべきことの一つとして「学校における男女共同参画についての教育の充実」があげられています。
- 経済社会における男女が置かれた状況の違い等を背景に、女性は生活上の困難に陥りやすいことなどを踏まえて、悩みを抱えた人への適切な支援が必要です。
- 性的指向・性自認に関すること、障がいがあること、外国人であること等を理由とした社会的困難を抱えている人など、様々な人々に対する正しい理解を深め、互いを尊重する意識の向上が不可欠です。

今後の方向性

一人ひとりの人権が尊重され、年齢や性別、国籍、文化の違いに関わらず、多様な生き方を認め合う社会の実現をめざし、人権尊重と男女共同参画に関する理解や認識を深めるための意識啓発や教育を推進します。

また、ひとり親家庭など生活に困難を抱えた女性等への適切な支援や多文化共生社会の推進に向けて、男女共同参画の視点に立った取組を進めます。

施 策

- 【施策①】 人権尊重の意識づくり
- 【施策②】 男女共同参画の啓発と教育の推進
- 【施策③】 生活上の困難を抱えた女性等への支援
- 【施策④】 男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進

【施策①】人権尊重の意識づくり

男女が互いに違いを認め合い、相互に尊重し合う思いやりを育てるための教育や啓発活動を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
1	区民への人権意識の啓発	啓発冊子や講演会、パネル展、区報人権特集号など、様々な方法と機会を活用して、地域での人権尊重と男女共同参画社会の理解が深まるよう取り組みます。	人権・男女平等推進課
2	小・中学生への人権意識の啓発	小学校の人権学習で活用する啓発冊子の配布や小・中学校への人権啓発作品の作成依頼など、人権意識啓発に取り組みます。	人権・男女平等推進課
3	人権擁護委員による意識啓発	人権の花、子どもたちの人権メッセージ、中学生人権作文など人権擁護委員が小・中学校と連携し、人権尊重に関する意識啓発を進めます。	人権・男女平等推進課
4	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待についての正しい理解を広めるとともに、虐待防止のためのネットワークを構築し、地域で高齢者及びその家族を支援します。	高齢福祉課
5	障害者虐待防止対策	障がい者総合サポートセンターは障害者虐待防止センターとしての受付窓口となっており、障がい者の権利擁護のための研修を行います。	障がい者総合サポートセンター
6	児童虐待防止への取組の推進	児童虐待防止に向け広報活動を行い、意識啓発を図ります。	子ども家庭支援センター

【施策②】 男女共同参画の啓発と教育の推進

家庭や地域などのあらゆる場における男女共同参画に関する認識を深めるための啓発や教育を推進し、阻害すると考えられる性差別や偏見、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。また、区に求められている取組である、学校における男女共同参画についての教育の充実を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
7	男女共同参画に向けた意識啓発	① 人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、ホームページ、区報等を通じ、男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業に関する情報を発信します。	広聴広報課
		② 啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	人権・男女平等推進課
		③ 社会教育、生涯学習事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課
		④ 家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	教育総務課
8	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布	情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、男女共同参画の視点を持ち、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努め、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
9	男女共同参画に関する講座	介護、育児、女性学など多様なテーマを取り入れ、男性・女性それぞれが輝くことができる生き方を学ぶ講座を開催し、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
10	男女共同参画に関する資料の収集と提供	男女共同参画に関する情報・資料を収集し、広く区民に提供します。	人権・男女平等推進課
11	男女平等観を育む学習内容や指導	男女平等教育などの学習を実践するとともに、その指導方法の充実を図ります。	指導課

No.	事業	事業内容	担当課
12	男女平等教育についての教職員への研修	学校における男女平等教育の推進に向け、教職員の意識向上を図るため、研修等の充実を図ります。	指導課
13	男女共同参画の視点に立った社会教育事業	① 社会教育・生涯学習事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課
		② 社会教育事業の実施において、男女共同参画の視点で取り組みます。	教育総務課

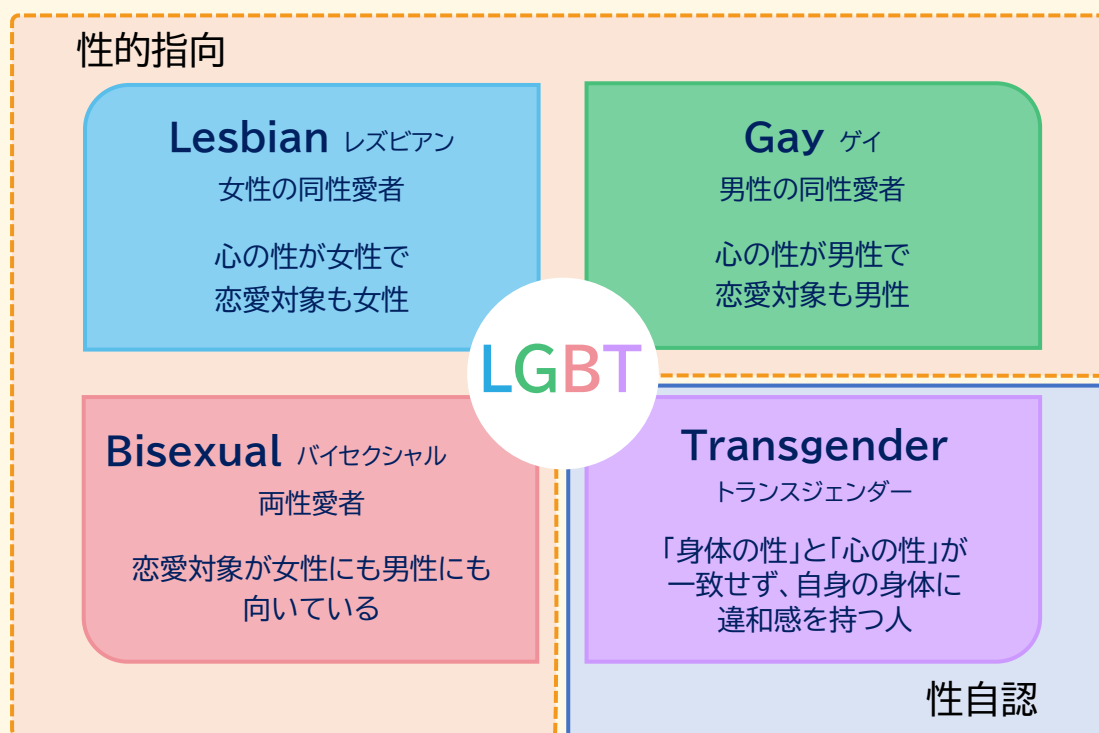
多様な性(LGBTとSOGI)

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛の対象が向かう方向を示すものです。つまり、恋愛・性愛の対象がどの性別であるかということです。これは、自分の意志で変えたり、選んだりできないと言われています。

「性自認」は、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言われることもあります。多くの方は、「身体の性（出生時に判定された性）」と「心の性」とが、女性・男性のどちらかで一致しています。しかし、これらの性が一致しておらず、「心の性」と「身体の性」または「一般に身体の性にふさわしいとされる性別表現」との間に違和感を持つ人たちがいます。

「LGBT」は、代表的な「性的指向」と「性自認」であるレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせて作られた言葉です。多数者（マジョリティ）ではなく少数者（マイノリティ）であるので、「性的マイノリティ」とも言われています。

「SOGI」は、「Sexual Orientation（性的指向）」と「Gender Identity（性自認）」を合わせたもので、性的マイノリティに限らずすべての人が持っている「性」の概念を表しています。



【施策③】 生活上の困難を抱えた女性等への支援

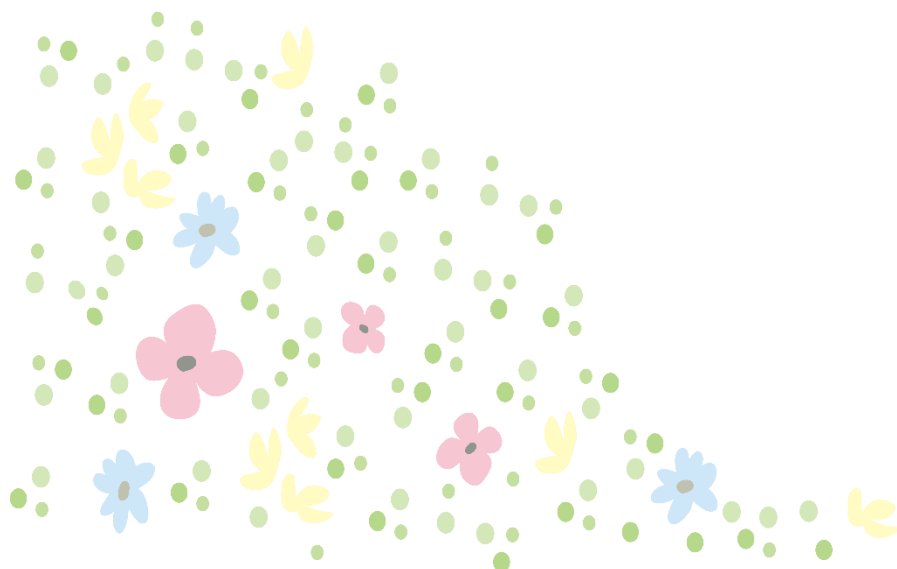
家庭や育児などで悩みを抱えている女性やひとり親の家庭に対し、相談の実施や自立に向けた支援などに取り組みます。

No.	事業	事業内容	担当課
14	女性のための相談	事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 自分自身の生き方や性格、夫婦や親子などの家族・親族関係、職場や学校などでの人間関係、心身の不調や女性特有の病気、仕事、適職、各種ハラスメントやキャリアアップなどの仕事関係、女性の様々な悩み相談を受けるとともに、必要に応じて専門相談窓口の案内も行います。	人権・男女平等推進課
15	家庭相談・女性相談の実施	家庭内の様々な悩みや心配事などの相談を受け、適切な助言を行います。また、母子世帯及び女性の経済上の悩みや、配偶者等の暴力に関する相談に対応します。	各生活福祉課
16	母子生活支援施設への入所	子どもの養育に欠ける母子世帯を、母子生活支援施設に入所させ、自立促進に向けて支援を行います。	各生活福祉課
17	生活再建・就労サポートセンター「JOBOTA」による相談・支援	就労希望者に対し就労支援を実施します。また就労や生活習慣に課題を抱え、直ちに就労を行うことが困難な方に対しては、キャリアカウンセリング、職場体験などを通して就労をめざす「就労準備支援」を実施します。	蒲田生活福祉課
18	ひとり親家庭への就労支援体制等の充実	ひとり親家庭の親や子どもの傷病や技能習得のための通学・就職活動等で一時的に家事・育児等が困難なときに、家事援助者を派遣し、自立安定を支援します。	各生活福祉課

【施策④】 男女共同参画の視点に立った多文化共生の推進

区内在住の外国人区民への理解を深め、多文化共生社会の推進を図っていく中で、男女共同参画の視点に立った取組を進めていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
19	相談・情報提供	国際都市おおた協会（GOCA）の相談窓口において、多言語で生活相談や生活情報支援を行います。また、GOCAのホームページや公式SNSにおいて、外国人区民が必要とする災害時情報等を発信します。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おおた協会)
20	多言語情報紙の作成・配布	「外国人向けくらしのガイド」の作成・配布、ホームページでの情報の発信を行います。外国人区民のための区政情報等を集約した多言語情報紙「Ota City Navigation」を作成し、区内公共施設等で配布します。	国際都市・多文化共生推進課
21	多文化交流会の開催	外国人区民との交流会を開催し、異文化を理解し合うとともに、地域に根ざした外国人とのコミュニケーションの充実を図ります。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おおた協会)



現状と課題

- 暴力の背景には、社会での男女が置かれた状況の違いなどが存在し、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差をなくすことが重要です。
- 区においてDVを受けた経験があるという人は、男性よりも女性が被害にあっていることがうかがえます。また、DVを受けたことのある人のうち、相談したという人は少ない状況となっており、特に男性の方が相談しない傾向にあります。
- DV防止に向けた講座や展示を継続し、意識啓発を図るとともに実施内容の工夫や充実をしていくことが必要です。また、被害にあわれた方への相談に加えて、暴力の未然防止や早期発見につなげることも考え、相談先の周知を着実にやっていくことが重要となります。また、男性も相談ができる体制や環境を整えていくことが必要です。

今後の方向性

配偶者からの暴力を防止するため、意識の啓発や教育、早期発見に向けた体制の充実などに取り組みます。さらに、被害者の安全確保や相談体制を充実させることで、適切な支援を行います。

ストーカー行為や性暴力、ハラスメントなどあらゆる暴力をなくしていくために、理解の浸透を図ります。

また、男性のための相談の充実など、課題の解決に向けて取り組んでいきます。

施策

【施策①】配偶者からの暴力の防止及び被害者への支援

【施策②】あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

【施策①】配偶者からの暴力の防止及び被害者への支援

【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画】

配偶者からの暴力の防止に向けた意識の啓発や教育の推進、早期発見のための体制の充実を図ります。

また、被害者に寄り添った相談体制の強化や安全の確保、自立に向けた支援に取り組みます。

◆配偶者からの暴力の未然防止

暴力の未然防止、早期発見のためにも、様々な機会を捉えて幅広く啓発を進めていくとともに、学校教育の場においても暴力防止に向けた教育を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
22	暴力防止に関する講座の実施	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座等を実施します。	人権・男女平等推進課
23	広報・啓発及び情報提供	大田区報やホームページ等を活用し、暴力防止に向けた啓発を行うとともに、パネル展等を実施します。また、啓発ポスターの効果的な活用方法を検討していきます。	人権・男女平等推進課
24	若い世代に向けた啓発と教育の推進	① 若い世代を対象に、「性感染症予防講演会」を実施し、「デートDV」等暴力の防止などの啓発を行います。	感染症対策課
		② 学校における日々の教育活動において、男女平等など人権教育を実践し、暴力の未然防止に向けた指導を行います。	指導課

配偶者暴力（DV）の形態

暴力は、身体的暴力だけではなく、以下のような暴力の形態も含まれます。

身体的暴力

- ・平手でうつ
- ・足で蹴る
- ・首をしめる
- ・腕を強く掴む
- ・げんこつで殴る
- ・髪を引っ張る
- ・物を投げつける
- ・強くゆする
- など

精神的暴力

- ・大声で怒鳴る
- ・何を言っても無視をして口をきかない
- ・人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする
- ・実家や友人と付き合うのを制限する
- など

性的暴力

- ・無理やりアダルトビデオ等を見せる
- ・性行為を強要する
- ・避妊に協力しない
- など

経済的暴力

- ・生活費を渡さない
- ・勝手に借金をつくり、返済を強制する
- など

参考：男女共同参画局ホームページ

◆早期発見体制の充実

各担当課が実施している相談や訪問、健康診査等の事業において生活状況を確認するほか、保育園や学校など日常における区民の姿を通して、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。

No.	事業	事業内容	担当課
25	相談・訪問等における早期発見	14 事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 【再掲】 相談事業において、相談者の悩み、困りごとを把握し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	人権・男女平等 推進課
		① 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター※8 「DV相談ダイヤル」 相談事業において、相談者の状況を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	人権・男女平等 推進課
		② 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター 「男性相談ダイヤル」 相談事業において、相談者の状況を確認しつつ、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、関係機関へ支援の継続を促し、DV被害者が安心して生活できるよう、暴力の早期発見に努めます。	人権・男女平等 推進課

※8 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談・一時保護や被害者等の自立生活促進のための支援等を行う機関です。区では平成30(2018)年7月に、配偶者暴力相談支援センターとしての機能整備を行いました。

No.	事業	事業内容	担当課
25	相談・訪問等における早期発見	③ 事業名：「すこやか赤ちゃん訪問事業・乳幼児健診」 訪問、健康診査等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	各地域健康課 健康づくり課
		④ 事業名：「子どもと家庭に関する総合相談」、「子育てひろば・子育て相談」 相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、配偶者からの暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	子ども家庭支援センター
		⑤ 小・中学校などにおいて生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	指導課
		⑥ 事業名：「教育相談」 相談事業等において生活状況を確認するほか、日常接する区民の姿などを通し、児童等に対する暴力を早期に発見できるよう努めます。また、職務関係機関等に対し、暴力の早期発見時の速やかな対応を促します。	教育センター
26	相談窓口の周知	① 相談窓口等を記載したPRカードやリーフレットを作成し、効果的に周知します。	人権・男女平等推進課
		② 生活福祉課の窓口において、配偶者暴力を受けた際の相談窓口を記載したチラシを設置し被害者に周知します。	各生活福祉課

◆相談体制の強化

被害者の状況に合わせて相談が受けられ、適切な機関に、早くつなぐことができるよう、相談体制を充実します。また、新型コロナウイルス感染症に伴う生活不安などによって、DVの増加が懸念されていることも踏まえて、より一層相談体制の充実を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
27	被害者の立場に立った相談体制	14 事業名：「女性のためのたんぽぽ相談」 【再掲】 被害者の状況にあわせて、DV相談ダイヤルを案内します。また、DV被害者の相談内容に応じた支援や関係機関などの情報提供を行います。	人権・男女平等 推進課
		25 ① 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター 「DV相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に応じて、関係機関との連携を図るなどの相談体制を充実します。	人権・男女平等 推進課
		25 ② 新規 事業名：配偶者暴力相談支援センター 「男性相談ダイヤル」【再掲】 被害者の状況に応じて、関係機関との連携を図るなどの相談体制を充実します。	人権・男女平等 推進課
		① 被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげます（婦人相談員による相談）。	各生活福祉課
		② 被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげます（保健師による相談）。	各地域健康課

No.	事業	事業内容	担当課
27	被害者の立場に立った相談体制	③ 事業名：「区民相談」 被害者の状況に合わせて相談を受け、適切な機関に早期につなげることができるよう、相談体制を充実します。	広聴広報課
		④ 事業名：「国際都市おおた協会多言語相談窓口」 被害者の状況に合わせて相談を受けるとともに、適切な機関につなげます（多言語通訳相談員による相談）。	国際都市・多文化共生推進課 (国際都市おおた協会)



©大田区

女性に対する暴力根絶のシンボル パープルリボン

毎年、11月12日～25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間となっており、パープルリボンには、「女性に対する暴力をなくそう」というメッセージが込められています。

大田区DV相談ダイヤル

区では、「大田区DV相談ダイヤル」を開設し、パートナーからの暴力でお悩みの方の相談をお受けしています。

大田区DV相談ダイヤル

☎03-6423-0502 月曜～金曜：午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

ひとりで悩まず、まずはご相談ください。 **相談は無料で秘密は守ります**

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった人からふるわれる暴力のことです。

配偶者からの暴力を受けながらも、「相談するほどではない」「自分にも悪いところがある」「自分さえ我慢すればいい」などと考えて、誰にも相談しない被害者がたくさんいます。しかし暴力はいかなる理由があっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。

暴力の被害から抜け出し、自分自身や子どもを守るためにも、ひとりで悩まず、まずは相談してください。

DVの被害を受けた時

<p style="text-align: center; background-color: #f08080; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">相談したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大田区配偶者暴力相談支援センター (大田区DV相談ダイヤル・各生活福祉課) ● 相談 ● 相談機関の紹介 ● 各種情報提供 など 何をどこに相談してよいかわからない、これはDVといえるの、など どんなことでもご相談ください  <ul style="list-style-type: none"> ● 警察 被害者の意思を踏まえ、加害者の検挙、指導、警告、情報提供などの措置をとります。最寄りの警察署生活安全課へ。 	<p style="text-align: center; background-color: #f08080; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">暴力から避難したい 安心安全な生活がしたい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お住まいの地域を担当する生活福祉課 ● 警察（夜間・休日等の緊急時） <div style="text-align: center;">  </div> <p>一時保護をします。 安全なシェルター等へご案内します。 その後の生活についての相談をお受けします。</p>	<p style="text-align: center; background-color: #f08080; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px;">身の安全を確保したい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人権・男女平等推進課、各生活福祉課 ● 保護命令申立て支援 身体的暴力や生命、身体に対する脅迫を受けた人が、裁判所に申立てを行うことで、相手が自分や子どもに接近しないよう制限する制度です。 <div style="text-align: center;">  </div> <ul style="list-style-type: none"> ● 各種証明書の発行 健康保険手続き用、国民年金手続き用など 
---	--	--



= DVで悩んでいませんか？ =
今、相談できる窓口でご相談ください

相談先		電話番号	日時等	
区 の 窓 口	大田区DV相談ダイヤル	03-6423-0502	【平日】 午前9時～午後5時 * 祝日・年末年始を除く	
	大田区男性相談ダイヤル	03-6404-6020	【第2・4金曜日】 午後5時～8時 * 祝日・年末年始を除く	
	お住まいの地域を 管轄する生活福祉課	大森生活福祉課	03-5843-1028	【平日】 午前8時30分～午後5時 * 祝日・年末年始を除く
		調布生活福祉課	03-3726-0791	
		蒲田生活福祉課	03-6715-8800	
糞谷・羽田生活福祉課	03-3741-6521			
都 の 窓 口	東京ウィメンズプラザ	03-5467-2455	【年末年始を除く毎日】 午前9時か～午後9時	
	東京ウィメンズプラザ：男性相談	03-3400-5313	【月曜日・水曜日】 午後5時～8時 【土曜日】 午後2時～5時 * 祝日・年末年始を除く	
	東京都女性相談センター	03-5261-3110	【平日】 午前9時～午後8時 * 祝日・年末年始を除く	
国 の 窓 口	内閣府 DV相談プラス	0120-279-889	【24時間受付】 電話のほか、メールやチャット でも相談可能 『DV相談プラス』で検索	
	内閣府 DV相談ナビ	#8008	自動音声により、お近くの相談窓口 をご案内します。 * PHS、一部のIP電話からは つながりません。	
	内閣府 性暴力被害相談	#8891	お近くの性犯罪・性暴力被害者のた めのワンストップ支援センターにつ ながります。	

【緊急時・夜間・休日は警察へ！ 110番】

◆被害者の安全な保護

被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることのないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底します。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
28	保護体制の整備	被害者を追及する加害者側に、被害者情報が伝わることのないよう、適切な対応を図ります。特に、戸籍及び住民基本台帳の取扱いについては、情報保護のためのチェック体制をより徹底していきます。また、被害者の安全確保を最優先に、保護を実施します。	戸籍住民課 各特別出張所
29	安全の確保	① 緊急保護を要する女性や母子については、各関係機関・民間団体と連携を図り、世帯の安全確保に努めます。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	各生活福祉課
		② 緊急を要する女性や母子を一時的に保護し、一時保護施設に入所が困難な場合は、民間宿泊施設への宿泊を助成します。また、子どもの保護が必要な場合は、児童相談所に一時保護を依頼します。	各地域健康課

◆被害者の自立支援

被害者の意思を尊重しながら、相談から自立まで総合的・継続的な支援を行います。また、一時保護等で住民登録ができない被害者に対し、国民健康保険の加入等の相談を受けます。保育園や児童館、学校等においては、情報管理を徹底するとともに、入園や通学の相談などの適切な支援を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
30	安全で安心できる生活支援	被害者の状況に合わせ適切な機関を案内し、困窮状況により生活保護の相談につなげます。また、学校及び保育園等の申込みや離婚の手続き、居所の相談、就労支援、保護命令の制度等についても情報提供し、必要に応じて同行等の支援を行います。	各生活福祉課

No.	事業	事業内容	担当課
31	子どもへの支援体制の整備	① 住民登録のない被害者の子どもに乳幼児健診や予防接種を実施し、保健所及び出張育児相談等で相談に応じます。また、就学前児童に対し、保健師や予約制の心理相談により心理面の相談に応じます。なお、住民登録のない被害者が妊娠している場合、妊婦健診について相談に応じます。	感染症対策課 各地域健康課 健康づくり課
		② 配偶者間の暴力などで心理的な虐待を受けた子どもや、両親等からの身体・ネグレクトなどの虐待を受けた子どもに対し、早期に訪問等の支援を行います。	子ども家庭支援センター

◆被害者ニーズに対応できる人材の育成

配偶者暴力の認識と被害者の二次被害^{※9}防止に向け、職員の資質向上を図るとともに、学校教育の場における人権教育の推進のため、教員に対しDVへの理解を深めていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
32	新規 職員に向けたDV防止研修	庁内の手続きや相談窓口において、DV被害者を認識し、適切な相談窓口等につながるなど、DV被害者への的確な対応のために必要なスキルを身につける研修を全職員を対象に実施します。	人権・男女平等推進課
33	相談及び支援に関わる研修への参加	相談や支援に従事する職員を研修に参加させ、実践的な知識や法制度等の習得を図り、資質向上に努めます。また、他区の婦人相談員と情報交換を行い、助言及び支援につなげます。	各生活福祉課
34	教員に向けた専門研修	小・中学校人権教育推進担当教員向けに行う人権教育研修会の中で、デートDVなどの暴力をテーマに取り上げて、理解を深めるようにします。	指導課

※9 二次被害

被害者に対する相談や支援を行うなかで、支援者が暴力について十分理解していないことや、被害者の話をきちんと聞かないで判断することなどにより、深い傷を負っている被害者をさらに傷つけてしまうこと。

◆被害者支援に向けた連携の強化

配偶者暴力の早期発見から、被害者の保護及び自立支援まで、迅速・適切な対応を行えるよう、庁内関係機関との連携を密にするとともに、国や都、他自治体等の動向を注視し、体制の充実を図っていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
35	新規 配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者暴力相談支援センターの事務局として、DV被害者が安心して生活ができるよう支援体制の調整等を行います。併せて、支援機関との連携がスムーズにこなせるように調整等を行います。	人権・男女平等推進課
36	関係機関との連携強化	被害者に適切な保護と支援が行われるよう、関係機関等との連携強化に努めます。特に子ども家庭支援センターや警察署などとの被害者支援のための情報共有を行います。また、東京都配偶者暴力相談支援センターや他区市町村など、関係自治体間と相互に連携を図ります。併せて、民間シエルター運営事業者など被害者支援において幅広い活動を行っている民間団体等についても、連携のための方策を検討します。	人権・男女平等推進課
37	庁内関係部署との連携強化	被害者に適切な手続きや支援がスムーズに行えるよう、関係部署と連携を図ります。	人権・男女平等推進課
38	加害者対策に向けた調査研究	被害者の安全確保に向け、加害者の更生のための指導方法等について、調査研究及び情報収集に努めます。	人権・男女平等推進課
39	庁内の連携体制の構築	① 被害者の保護及び支援にあたり、関係部局間相互の情報交換や状況把握、連携が必要となった場合や、個々の事例について具体的援助方法の検討が必要となった場合など、必要に応じて「要支援家庭等対策委員会」による庁内連携を図ります。	福祉管理課
		② 「母子自立支援員・婦人相談員による事務連絡会」を定期的を開催し、担当者間の情報共有や事例検討を行います。	各生活福祉課

【施策②】あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発

あらゆる暴力の根絶に向けた意識の啓発や情報提供を行います。また、次世代を担う子どもたちが、正しい知識を身に付け、安心して生活することができるよう、学校での教育を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
40	セクハラ、ストーカ一等の防止のための意識啓発と情報の提供	セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の人権を侵害する行為の発生防止に向け情報誌やリーフレットの配布等により意識啓発を行います。また、関連する情報を収集し提供することで、理解の普及に努めます。	人権・男女平等推進課
41	メディア・リテラシーの普及と育成	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等からの情報を主体的に読み解く能力が身に付くように講座やパンフレット、情報誌を活用し、メディア・リテラシーの普及と育成のための啓発を行います。	人権・男女平等推進課
42	メディア・リテラシー教育	中学校保健体育科の保健の授業及び、特別活動の学級活動において、性情報への対応や性的な発達への適応について学びます。	指導課

DVと児童虐待の関係

DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があります。

子ども自身が直接暴力を受けている場合は当然ですが、子どもの見ている前で、夫婦間で暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの**心理的虐待**にあたります。

また、DV被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、子どもに対する暴力を制止することができなくなる場合があります。

DVや児童虐待によって、家族間の信頼関係が崩れていくこともあります。

参考：男女共同参画局ホームページ

基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる環境づくりを応援します

【女性の職業生活における活躍推進計画】

個別目標Ⅱ－1 女性の活躍推進

現状と課題

- 女性が職業に就くことや就業を継続することに対する意識は向上しているものの、依然として、子育て等の家事の担い手は、女性に偏っているのが現状です。
- 区における有配偶女性の労働力率は、20歳～40歳代にかけて、未婚女性よりも大幅に低くなっています。これは、出産や育児を機に仕事を辞める状況がうかがえます。
- 結婚や出産においても仕事を辞めず、働く場で活躍したいと考えているすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現をめざして取組を進めていくことが必要です。

今後の方向性

男女が協力し、安心して仕事と家庭生活を両立することができるよう、子育て世代や介護者への支援の充実を図ります。

また、女性の職業生活における活躍推進に向けて、就労支援や企業への支援を行います。

施策

【施策①】 子育て世代・介護者への支援

【施策②】 女性への就労支援

【施策③】 女性の活躍推進に向けた企業への支援

【施策①】子育て世代・介護者への支援

職業生活における女性の活躍推進や仕事と家庭生活の両立のため、子育て世代への支援、介護者への支援の充実を図ります。

No.	事業	事業内容	担当課
43	放課後ひろば事業の推進	学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体型として、すべての区立小学校施設を活用した放課後児童の居場所として順次、実施します。	子育て支援課 教育総務課
44	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の手伝いをしてほしい人（利用会員）と育児の手伝いをしたい人（提供会員）の両者を会員とし、援助活動により仕事と育児の両立や子育てする家庭の育児を支援します。	子ども家庭支援センター
45	ショートステイ・トワイライトステイ事業	出張、入院、出産、看護、介護、冠婚葬祭等で、家庭での養育が一時的に困難なときに、夜間や休日に児童を預かります。	子ども家庭支援センター
46	一時預かり保育事業	家庭において、緊急又は一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。また、保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる一時預かり事業を実施します。	子育て支援課 子ども家庭支援センター 保育サービス課
47	待機児解消施策の充実	待機児解消のため、私立（認可）保育所、認証保育所、小規模保育所、グループ保育室等の整備を進めます。	保育サービス課
48	保育園延長保育事業の充実	通常の保育利用者で定期的に延長保育が必要な場合、延長保育を実施します。また、一時的に延長保育が必要な場合は一日単位で利用できるスポット延長保育を導入し、実施の拡大を図ります。	保育サービス課
49	休日保育・年末保育事業	休日（年末年始を除く日曜日、祝日）及び年末に、保護者の就労等のため家庭で保育を受けられない児童を認可保育所で保育します。	保育サービス課

No.	事業	事業内容	担当課
50	病後児保育室事業	病気の回復期であり通所中の保育所に通えない児童を、医療機関に併設された専用スペースで保育します。	保育サービス課
51	学童保育事業	就労等のために昼間保護者がいない家庭の小学1年生から6年生までの児童を預かります。	子育て支援課
52	子育て相談	① 乳幼児期、学童期の子育てに関する情報の提供や、子どもの発達や育児についての心配や悩み事の相談に応じます。	各地域健康課 健康づくり課
		② 児童館で子育て全般に関する相談に対応します。	子育て支援課
		③ 子どもや家庭に関する総合的な相談体制や、育児についての不安や悩みの相談に応じます。また、子育てひろばでは、親子がゆったり過ごしながら気軽に相談でき、親子での交流や情報交換の場とします。	子ども家庭支援センター 保育サービス課
		④ 保護者がニーズに合った保育サービスを適切に選択できるよう、保育サービスアドバイザーが支援します。また利用者に身近な児童館や特別出張所、子ども家庭支援センターなどにも出張し、子育て支援情報の提供、助言を行います。	保育サービス課
53	教育相談	小・中学校に在籍する子どもに関わる問題や悩みについて相談に応じ、自立への支援や望ましい関わり方について助言します。	教育センター
54	幼児教育相談	幼稚園等に通園している子どもの保護者、又は在宅で子育てをしている保護者を対象に、子育ての不安やしつけ等の悩み、幼児の遊びや発達・教育に関する幅広い相談を、電話と来室で行います。	幼児教育センター

No.	事業	事業内容	担当課
55	家族介護者支援事業	① 介護者の精神的・身体的負担を軽減し、介護者の孤立防止等を図るため、介護に関する各種情報の提供や介護家族会の運営などにより、家族介護者を支援します。	高齢福祉課
		② 介護者の精神的・身体的負担を軽減し、仕事と介護の両立等を図るため、ヘルパー派遣や在宅高齢者訪問相談等の充実により、家族介護者を支援します。	各地域福祉課
56	新規 産後家事・育児援助事業	生後7か月未満の乳幼児を持つ世帯に家事・育児支援を行うヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援センター

【施策②】女性への就労支援

女性の職場復帰や起業など、あらゆる分野への参画を促進するため、就労支援を行います。また、相談する機会の提供や情報提供を行うことで、就労を支援します。

No.	事業	事業内容	担当課
57	女性の就労支援 (再チャレンジ)	様々な分野で女性が希望を持ってチャレンジできるよう、再就職や起業に関する講座を開催し、就労を支援します。	人権・男女平等推進課
14	女性のための相談 【再掲】	事業名：「女性のためのたんぼぼ相談」 就職、転職、キャリアアップなどの就労相談を行います。	人権・男女平等推進課

【施策③】女性の活躍推進に向けた企業への支援

区内企業や各種団体などの様々な主体に対して、固定的な性別役割分担意識の解消やポジティブ・アクションの必要性についての理解促進に向けた情報提供等を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
58	女性活躍推進に向けた情報提供	女性の職業生活における活躍推進を図るため、先進的取組や支援制度について、パネル展等の機会を捉えパンフレットなどの資料を配付します。	人権・男女平等推進課
59	職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組支援	女性の職業生活における活躍に積極的な企業や国、東京都、東京商工会議所等から受賞された区内企業又は団体などを、ホームページ等で紹介します。	産業振興課
60	次世代育成サポート推進企業支援資金融資あっせん	次世代育成支援対策を推進する中小企業者が雇用環境の整備や取組のために必要な運転・設備資金の融資をあっせんします。	産業振興課



現状と課題

- 働きたい人すべてが仕事と子育て・介護等を含む生活との両立を実現し、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら、その能力を十分に発揮することが重要です。そのため、多様で柔軟な働き方等による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。
- 男女共同参画に関する意識調査によると、仕事・家庭生活・個人の生活の優先度について、希望では「仕事・家庭生活・個人の生活を両立」と考えている人が多くなっています。一方で、現実では「仕事優先」「仕事と家庭生活優先」が多く、ワーク・ライフ・バランスに対する意識はあるものの、個人の生活を含むワーク・ライフ・バランスの実現には至っていないことがうかがえます。
- 仕事・家庭生活・個人の生活を両立させるため、働き方の見直しや長時間労働の削減、多様な働き方に対する理解が必要となります。

今後の方向性

男女が対等なパートナーとして、本人の意思を尊重しつつ、仕事と家庭を両立させるため、男性の仕事優先意識や長時間労働などの働き方に対する意識の改革や企業への支援などを行います。

一人ひとりが自分らしく、安心して心豊かに暮していくため、ライフステージや個性にあった心と身体健康維持・増進を支援します。

施 策

- 【施策①】 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発
- 【施策②】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援
- 【施策③】 男性への男女共同参画の推進
- 【施策④】 生涯を通じた男女の健康支援

【施策①】 ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

ワーク・ライフ・バランスは、健康で豊かな生活の実現、事業所や社会経済の活性化につながるものであり、性別や年齢に関係なく、あらゆる立場の人に理解されるよう意識の啓発に取り組みます。

No.	事業	事業内容	担当課
61	ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	ワーク・ライフ・バランスの理解と普及を図るため、関係法や制度等について、機会を捉えパンフレットなどを配布するとともに、情報誌やホームページ等を通じて情報を提供します。	人権・男女平等推進課
62	ワーク・ライフ・バランス推進に向けた啓発と支援	ワーク・ライフ・バランスを推進するため、その必要性や効果などについて、講座や講演会等により、事業者や区民に対する意識啓発を図ります。	人権・男女平等推進課
63	産業団体への働きかけ	企業におけるワーク・ライフ・バランス推進の必要性や、職場の中での男女共同参画について啓発していくため、商業団体・工業団体等産業団体の情報誌等により働きかけを行います。	産業振興課

【施策②】 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業への支援

性別や年齢による差別、妊娠・出産、育児・介護休業の取得による不当な扱いが行われることのないよう、働きやすい環境づくりに向け、法令や制度の周知に努めます。

No.	事業	事業内容	担当課
64	労働に関する情報提供	労働基準法及び男女雇用機会均等法等の法令や、育児・介護休業の制度、パートタイム労働者向けの情報など、男女の労働に関する資料をパネル展等の機会を捉え提供します。	人権・男女平等推進課
65	女性に対するハラスメント防止	ホームページや情報誌等を活用し、企業に対しセクシュアル・ハラスメントやマタニティハラスメント防止に向けた啓発を行います。	人権・男女平等推進課

No.	事業	事業内容	担当課
66	商店街における女性の活動の支援	商店街の女性会員の活躍を支援する事業（商店街次世代リーダー育成塾等）や大田区商店街連合会女性部の活動を支援します。	産業振興課
67	「テクノプラザ」等による啓発	区内製造業の振興・発展を支援する情報誌「テクノプラザ」（年6回発行）において、ワーク・ライフ・バランス推進の必要性や男女共同参画についての記事を掲載します。	産業振興課 (公財)大田区産業振興協会

【施策③】 男性への男女共同参画の推進

男性が主体的に子育てや介護に参画できるよう、家事や育児、介護に関する学習機会の提供を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
68	男性の家庭参画講座	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課
69	両親学級	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は、平日実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日にも開催します。	各地域健康課 健康づくり課

【施策④】 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、大切なことであり、近年重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を踏まえ、男女が自身の健康状態に応じて、適切に自己管理が行えるよう、性差や年齢にあった健康の維持・増進に関する取組を進めます。

No.	事業	事業内容	担当課
70	エイズ及び性感染症の予防対策	エイズ及び性感染症の予防のための電話相談、来所相談、抗体検査、保健指導を実施します。また、エイズ及び性感染症の予防や患者に対する偏見・差別の撤廃のための正しい知識の普及啓発事業としてパネル展や学校向けの講演会等を実施します。	感染症対策課

No.	事業	事業内容	担当課
71	健（検）診の実施と健康づくりに向けての知識の普及	各種の健（検）診を実施し、健康改善に向けた指導を充実します。また、健康づくりから生活習慣病の予防まで、知識の普及啓発と実践のため、各種講習会や講座を実施します。	各地域健康課 健康づくり課
72	妊婦健康診査事業（歯科を含む）	① 妊婦健康診査：妊婦を対象に、安心して出産ができるように妊婦健康診査受診券、超音波検査券を交付します。	健康づくり課
		② 妊婦歯科健康診査：妊婦を対象に、妊娠中の歯科疾患・歯周病等の早期発見・予防のため、妊婦歯科健康診査受診券を交付します。	健康づくり課
73	子宮がん・乳がん検診	女性に特有ながんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施します。	健康づくり課
74	出産・育児支援事業かるがも	妊婦と早い段階から良好な関係を構築しその後の支援につなげるため、妊婦全員と保健師等が面接します。その後就学前まで支援します。	各地域健康課 健康づくり課
75	子育て応援メール配信事業	妊娠期から子育て期まで継続的に支援するため、メールマガジン配信事業により、登録者に妊娠週数や子どもの月齢に合わせたタイムリーな情報を提供します。	健康づくり課
76	性感染症予防対策	中学校保健体育科の保健の授業の中で、性感染症やエイズの予防について指導を行います。	指導課
77	両性の尊重を認識できる性教育	異性を互いに尊重できるよう、男女平等教育を効果的に推進するため指導方法等を研究し、指導を実践します。	指導課

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念です。日本語では、「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、性の知識を正しく得ることで性別を問わず身体の特徴を十分に理解し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提とされています。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに心身の状態が大きく変化する過程で、男性とは異なる健康上の問題に直面するため、女性の重要な人権の一つとして認識されるに至っています。

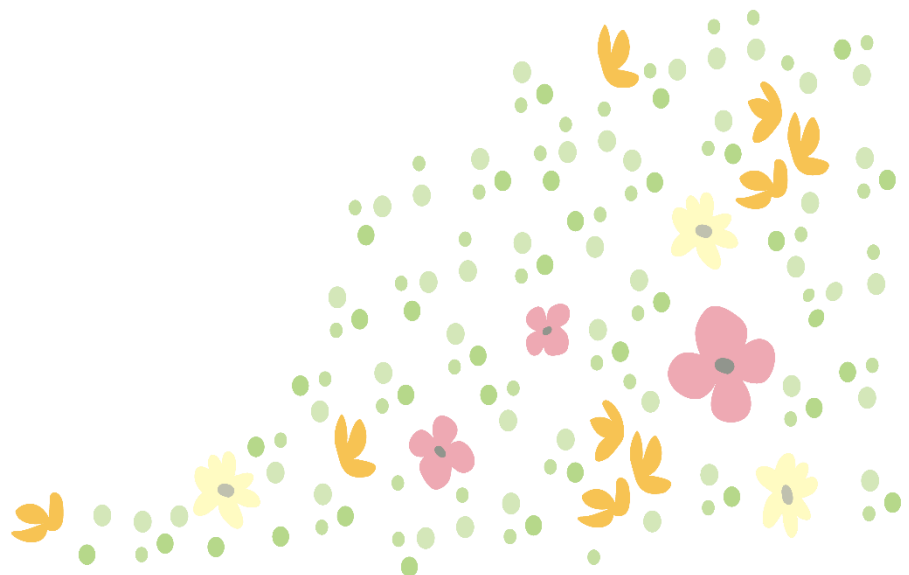
中心課題には、すべての個人とカップルがいつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足いく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

◆性と生殖の健康（リプロダクティブ・ヘルス）

生涯にわたって性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指しています。

◆性と生殖の権利（リプロダクティブ・ライツ）

リプロダクティブ・ヘルスにおいて、自分の意思が尊重され、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利です。



基本目標Ⅲ 女性の活躍で地域力を向上します

個別目標Ⅲ－１ 地域における女性の参画促進

現状と課題

- 女性の活躍促進に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消をめざした取組が求められます。また、男女の働き方や暮らし方の意識を変え、男性中心型労働慣行を見直していくための取組を積極的に進めていくことが重要です。
- 男女共同参画の視点に立った防災の取組が十分であるとはいえない状況であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに配慮した災害対応が不可欠です。

今後の方向性

男女共同参画社会の実現において、妨げとなっている性別に基づく固定的な性別役割分担意識を解消するため、性差に対する偏見や様々な社会制度や慣行を見直し、男女共同参画に関する認識やその意義への理解を深め、定着するよう取り組みます。

活力ある地域社会の構築に向けて、様々な分野への女性の参画促進や男女共同参画の視点に立った防災対策の推進に努めます。

施策

- 【施策①】 固定的な性別役割分担意識の解消
- 【施策②】 様々な分野への女性の参画促進
- 【施策③】 男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進

【施策①】 固定的な性別役割分担意識の解消

女性が地域活動へ積極的に参加できるように、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見を解消する意識啓発を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
7	男女共同参画に向けた意識啓発【再掲】	① 人権・男女平等推進課からの依頼に基づき、ホームページ、区報等を通じて、男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業に関する情報を発信します。	広聴広報課
		② 啓発冊子やホームページ、講演会・パネル展など、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	人権・男女平等推進課
		③ 社会教育、生涯学習事業の実施において、男女平等・男女共同参画の視点で取り組みます。	地域力推進課
		④ 家庭・地域の教育力向上のための学習会、講演会や啓発冊子、ホームページなど、様々な場や機会を捉えて男女共同参画と人権意識の尊重のための啓発事業を推進し、理解と認識を深めます。	教育総務課
8	男女共同参画に関する情報誌等の作成・配布【再掲】	男女共同参画の意識づくりのため、情報誌「パステル」の発行や区報特集号、ホームページ等を通じて、親しみやすくわかりやすい情報の提供に努めます。	人権・男女平等推進課
9	男女共同参画に関する講座【再掲】	介護、育児、女性学など多様なテーマを取り入れ、男性・女性それぞれが輝くことができる生き方を学ぶ講座を開催し、男女共同参画の意識づくりを図ります。	人権・男女平等推進課
10	男女共同参画に関する資料の収集と提供【再掲】	男女共同参画に関する情報・資料を収集し、広く区民に提供します。	人権・男女平等推進課

No.	事業	事業内容	担当課
68	男性の家庭参画講座【再掲】	男性の家事や育児、介護など家庭参画を促すため、実践的な内容を取り入れた講座を開催します。	人権・男女平等推進課
78	家事・育児・介護の学習支援	① 家事・育児・介護等に関する講座を開催し、男女共同参画の視点で家庭経営への参加と、実践的技術が習得できるよう内容の充実を図ります。	各地域健康課 健康づくり課
		② 社会や生活に関わる課題についての講座を実施し、家庭や地域での解決に向けた学習の機会を提供します。子育てや介護などの課題も学習テーマとして取り上げます。	地域力推進課
69	両親学級【再掲】	妊娠、出産、新生児期の育児に関する知識を習得し、安心して産み育てられるように支援します。3日制は、平日実施し、1日制は参加しやすいよう土曜日にも開催します。	各地域健康課 健康づくり課
79	母子健康手帳と母子の保健バッグの交付	妊婦に対し、母子健康手帳を交付し、母子の健康状態を記録し、健康管理の基礎とします。併せて、父親向けの育児・家事に関する冊子や情報サイトへの案内等を同封することにより、父親の育児参画について啓発を図ります。	各地域健康課 健康づくり課
80	家庭教育、地域教育の支援	家庭や地域の教育に関する講座を開催し、子どもに関わる問題や子育て、大人の役割等について学ぶ機会を提供し、家庭教育や地域の教育力の向上をめざします。	教育総務課

男女格差を測る主な国際的指標

GGI (ジェンダー・ギャップ指数/Gender Gap Index)

GGI (ジェンダー・ギャップ指数)は、経済、教育、健康、政治の4分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにしています。具体的には、次のデータから算出されます。

- 【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値
・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率
- 【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率
- 【健康分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命
- 【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率
・最近 50 年の行政府の長の在任年数

過去のジェンダー・ギャップ指数と順位については下記のとおりです。

2019 121位/153か国			2018 110位/149か国			2017 114位/144か国		
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.877	1	アイスランド	0.858	1	アイスランド	0.878
2	ノルウェー	0.842	2	ノルウェー	0.835	2	ノルウェー	0.830
3	フィンランド	0.832	3	スウェーデン	0.822	3	フィンランド	0.823
4	スウェーデン	0.820	4	フィンランド	0.821	4	ルワンダ	0.822
5	ニカラグア	0.804	5	ニカラグア	0.809	5	スウェーデン	0.816
6	ニュージーランド	0.799	6	ルワンダ	0.804	6	ニカラグア	0.814
7	アイルランド	0.798	7	ニュージーランド	0.801	7	スロベニア	0.805
8	スペイン	0.795	8	フィリピン	0.799	8	アイルランド	0.794
-	-	-	-	-	-	-	-	-
121	日本	0.652	110	日本	0.662	114	日本	0.657

2016 111位/144か国			2015 101位/145か国			2014 104位/142か国		
順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.874	1	アイスランド	0.881	1	アイスランド	0.8594
2	フィンランド	0.845	2	ノルウェー	0.850	2	フィンランド	0.8453
3	ノルウェー	0.842	3	フィンランド	0.850	3	ノルウェー	0.8374
4	スウェーデン	0.815	4	スウェーデン	0.823	4	スウェーデン	0.8165
5	ルワンダ	0.800	5	アイルランド	0.807	5	デンマーク	0.8025
6	アイルランド	0.797	6	ルワンダ	0.794	6	ニカラグア	0.7894
7	フィリピン	0.786	7	フィリピン	0.790	7	ルワンダ	0.7854
8	スロベニア	0.786	8	スイス	0.785	8	アイルランド	0.7850
-	-	-	-	-	-	-	-	-
111	日本	0.660	101	日本	0.670	104	日本	0.6584

参考：世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成(男女共同参画局ホームページ)

【施策②】 様々な分野への女性の参画促進

女性が様々な分野へ参画することができるよう、地域団体等への働きかけや保育付き事業を行います。

No.	事業	事業内容	担当課
81	地域団体等への働きかけ	地域力推進会議、地区委員会等に、男女共同参画に関する情報を提供し、地域活動の担い手に対し男女共同参画の意識づくりを図っていきます。	人権・男女平等推進課
82	保育付き事業	乳幼児がいても、学習や地域活動に参加できるように、親支援プログラムや各種講座を保育付で実施します。	人権・男女平等推進課 地域力推進課 各地域健康課 子育て支援課 子ども家庭支援センター 教育総務課

【施策③】 男女共同参画の視点に立った防災等対策の推進

災害時におけるニーズや配慮すべき点は、女性と男性では異なり、避難所での対応などに男女双方の視点を反映していく必要があるため、防災分野への女性の参画を推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
83	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発	男女共同参画の視点での防災等対策に関する周知・啓発事業を実施します。	人権・男女平等推進課
84	防災市民組織及び避難所運営協議会等への支援	自治会・町会を母体とする「防災市民組織」や、避難所単位に結成されている「避難所運営協議会」に対して、災害時において協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災対策や避難所運営を推進します。	防災危機管理課
85	女性の視点を反映した防災対策や避難所の運営（学校防災活動拠点事業）	自治会・町会を主とした地域住民が運営主体となる「学校防災活動拠点」に対して、災害時に協力体制を築けるよう活動を支援し、女性の視点を反映した防災・防犯対策や避難所運営を推進します。	地域力推進課

男女共同参画の視点における防災・復興

災害は、地震、津波、風水害等の自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まってくると考えられています。性別、年齢や障害の有無など様々な社会的状況によって影響は異なり、社会要因による災害時の困難を最小限にすることが重要となります。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。こうした観点から、災害時における男女共同参画の視点が重要とされます。

令和2年5月には、内閣府男女共同参画局より「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が示され、以下の7つの基本方針が示されています。

7つの基本方針

(1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる

- ◆ 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立する
- ◆ 平常時から男女共同参画社会を実現する

(2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である

- ◆ 防災・復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進する
- ◆ 防災の現場における女性の参画を拡大する
- ◆ 女性の活躍を支援する / 男性の意識を改革する

(3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する

- ◆ 災害から受ける影響やニーズは女性と男性で異なることを認識する
- ◆ 女性の中の多様性に配慮する
- ◆ 男女別に統計やデータを集め、活用する

(4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する

- ◆ 女性と男性の人権を尊重する
- ◆ 特に避難生活における女性と男性の安全・安心を確保する

(5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する

- ◆ 民間との連携を構築する
- ◆ 平常時から連携体制を整備する
- ◆ 広域的に連携体制を構築する
- ◆ 都道府県の男女共同参画部門・男女共同参画センターの役割

(6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける

- ◆ 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を避難所運営マニュアル等に位置付ける
- ◆ 男女共同参画担当部局と男女共同参画センターの連携体制を整備する
- ◆ 防災・危機管理担当部局や福祉部局、各種専門家等との連携体制を構築する

(7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

- ◆ 平常時に要配慮者対応に関わる女性の専門職等の意思決定への参画を促進する
- ◆ 災害時の要配慮者対応においても女性と男性の違いを認識する

参考：「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
(男女共同参画局ホームページより)

個別目標Ⅲ－２ 意思決定過程における男女共同参画の推進

現状と課題

- 女性の社会参画が進んできたとはいえ、日本での政治分野をはじめとした指導的地位への女性の参画は、国際的に見て非常に遅れたものとなっています。様々な分野の中でも特に、政治における女性の参画は進んでいない状況です。
- 区においても、審議会等における女性委員の割合や区役所における女性管理監督職(事務)の割合は、30%以下となっています。
- あらゆる場面、分野において、男女共同参画に向けた取組が重要です。中でも、政治分野における女性の参画を推進していくことが課題となります。

今後の方向性

区の政策に多様な視点を取り入れ、男女共に暮らしやすいまちにするため、審議会等への女性の登用を促進するとともに、庁内においても政策決定の場に女性が増える環境づくりに取り組みます。

施策

【施策①】 政策・方針決定の場における女性の参画促進

【施策②】 女性の能力発揮に向けた支援

【施策①】 政策・方針決定の場における女性の参画促進

政策・方針決定の場における女性の参画を促進し、多様な視点による新たな発想を取り入れ、活力のある、より良いまちを築いていきます。

No.	事業	事業内容	担当課
86	審議会などにおける女性委員の積極的任用	大田区の審議会等において、女性を積極的に登用し、女性のいない審議会をなくすよう努めます。	人権・男女平等推進課 (関係各課)
87	女性職員の活躍推進に向けた取組	女性活躍推進法に基づいた特定事業主行動計画を策定し、女性職員の活躍に向けて計画の着実な実行に取り組みます。	人事課
88	男女共同参画の視点に立った職員の配置管理	職員の配置にあたっては、男女共同参画の視点を踏まえ、引き続き適切に行うとともに、職務分担においても性別による差を設けることがないよう取り組みます。	人事課
89	男女平等の視点に立った採用や昇任に係る取組	職員の採用や昇任に関し、性別にかかわらず意欲・実績・適性などの視点を踏まえて適切に実施します。併せて性別にかかわらず昇任意欲の醸成と受験勧奨に取り組みます。	人事課

【施策②】 女性の能力発揮に向けた支援

地域活動における男女共同参画を推進するとともに、リーダーとして活躍する女性の増加を図るため、講座の実施などにより意識の啓発に取り組みます。

No.	事業	事業内容	担当課
90	地域団体等のリーダーへの女性登用	地域や所属団体等におけるリーダーへの女性の登用を促進するため、情報誌の活用や講座、講演会等の実施により意識啓発を行います。	人権・男女平等推進課

基本目標Ⅳ 地域と協働して計画を進めます

個別目標Ⅳ－１ 地域と協働した男女共同参画の推進

現状と課題

- 男女共同参画社会の実現に向けて、区民の暮らしにおける身近な地域での取組が重要です。そのため、区内の企業・事業者・地域団体等のあらゆる主体との連携を図り、取組を進めていく必要があります。
- 計画推進にあたり、国や東京都と連携を図りながら、特別区間での情報交換・情報共有が大切です。

今後の方向性

男女共に安心して働き、結婚や出産、子育てをしやすい活力ある地域社会を実現するため、区内の企業・事業者・地域団体等の社会資源を有効に活用し、協働を図ります。

国や東京都との連携に加えて、他自治体における先進事例の収集や情報交換を通し、施策を着実に進めます。

施 策

【施策①】 地域団体・企業・教育機関等との協働

【施策②】 国・東京都との連携

【施策①】地域団体・企業・教育機関等との協働

地域活力の維持・向上や女性の活躍推進のため、企業・事業者・地域団体等との協働により、計画を推進していきます。

No.	事業	事業内容	担当課
91	区民協働による男女共同参画講座	区民の自主グループによる男女共同参画を目的とした講座の企画・運営を支援し、区民との協働を推進します。	人権・男女平等推進課
92	男女共同参画社会をめざした活動団体等への支援	男女共同参画社会の促進を図る目的で、区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催する団体等に対し、エセナおおたの施設優先利用により活動を支援します。	人権・男女平等推進課
93	教育機関との連携	若い世代に対する男女共同参画の意識づくりを効果的に進めるとともに、その特性を活かして計画を推進するため、教育機関との連携・協力を図ります。	人権・男女平等推進課
94	区民活動団体等との連携・協働	区民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会を実現するため、区民活動団体等との連携・協働の推進により、男女共同参画の意識を向上していきます。	地域力推進課

No.	事業	事業内容	担当課
95	NPO・区民活動フォーラムの開催	区内で活動する様々な区民活動団体やNPOなどの実践的な取組を、年1回、本庁舎周辺で、「講座」「模擬店」「お楽しみショー」「相談コーナー」などを通じて発表します。地域で活動する楽しさややりがいをPRし、活動に向けた意識啓発を行います。	地域力推進課
96	区民活動コーディネーター養成講座	自治会・町会に加え、専門性を持つ団体、NPOや事業者など、地域での連携・協働を推進するため、他団体との「つなぎ役」となる人材の育成を図ります。	地域力推進課
97	区民活動情報サイトの整備・活用	区報、ホームページやツイッターを活用し、若者から高齢者まで幅広い年齢層の人が様々な分野の区民活動団体の情報を、広く知ることができるようにします。	地域力推進課

【施策②】国・東京都との連携

今後のさらなる男女共同参画の推進に向けて、国や東京都などの関係機関への働きかけを行います。また、課題解決に向けた先進的な取組の調査研究を行い、活用します。

No.	事業	事業内容	担当課
98	国や都等関係機関への働きかけ	大田区を超える分野については、国や都に対し実効性のある法の整備や諸制度の充実を要望していきます。	人権・男女平等推進課
99	先進的な取組の調査研究	大田区の課題解決に向けて、先駆的な取組の調査研究を行います。	人権・男女平等推進課

現状と課題

- 計画を着実に推進していくためには、区役所の職員が男女共同参画に関する意識の向上を図り、実践していくことが重要です。しかし、区役所における男性の育児休暇取得率は、高い割合とはいえない状況であることなどを踏まえ、今後の取組をより一層強化していくことが求められます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、行政と区民が一体となって取り組んでいくことが重要です。区民一人ひとりに積極的に関わってもらうため、区取組や施設に関する認知度を高めていくことが必要となります。

今後の方向性

区役所すべての職員が男女共同参画の意義を理解し、その視点に立った業務を行えるように職員の意識啓発と庁内推進体制の充実・強化を図ります。

男女共同参画の拠点である男女平等推進センターを中心に、講座の開催や情報の発信、交流の場の提供を行います。

施策

【施策①】 推進体制の充実

【施策②】 男女平等推進センターの運営

【施策①】推進体制の充実

計画を着実に推進していくため、組織横断的な取組を継続的に行い、区民や地域などとの協働を図り、施策を総合的に推進していきます。

No.	事業	事業内容	担当課
100	男女共同参画推進本部の運営	計画を総合的に推進していくため、区行政運営の最高方針を審議する庁議を男女共同参画の推進本部と位置づけ、全庁をあげて計画を推進します。	人権・男女平等推進課
101	男女共同参画推進職員会議の運営	各部局の計画を担当する職員等で構成する職員会議を設置し、計画の進捗確認を通し、男女共同参画の視点に立った所管課の事業実施を促進します。	人権・男女平等推進課
102	男女共同参画推進区民会議の運営	学識経験者や団体推薦、公募の区民によって構成される区民会議を開催し、様々な分野で活動している主体から多角的な意見を集約し、男女共同参画施策に反映させていきます。	人権・男女平等推進課
103	男女平等の視点に立った職員の研修及び意識啓発	男女平等の視点に立った事業執行ができるよう職員研修を実施し、職員の育成を推進します。また、あらゆる機会を捉えて、職員一人ひとりが男女共同参画社会の実現に向けての認識と理解を深めるよう意識啓発を図ります。	人事課
104	特定事業主行動計画の推進	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、仕事と家庭を両立させる環境づくりや女性職員の活躍に向け、区が事業主として率先して推進していきます。	人事課

【施策②】男女平等推進センターの運営

男女共同参画推進の拠点となる男女平等推進センターを中心として、学習機会の充実や情報の発信、団体活動の支援などを推進します。

No.	事業	事業内容	担当課
105	男女共同参画推進のための拠点施設機能	男女共同参画社会の実現をめざした取組の拠点施設として、男女共同参画推進プランに基づく推進事業を実施します。	人権・男女平等推進課
106	エセナフォーラム・フェスタの開催	講演会や映画会、展示、ワークショップ等で男女共同参画を区民と学ぶフォーラムとエセナおおた利用者や利用団体の発表等を行うフェスタを実施し、広く区民の交流と男女共同参画意識の高揚を図ります。	人権・男女平等推進課
107	情報の発信	男女共同参画に関する情報や施設に関する情報などを積極的に発信します。	人権・男女平等推進課
92	男女共同参画社会をめざした活動団体等への支援【再掲】	男女共同参画社会の促進を図る目的で、区民一般に公開された講座、講演会、展示等を開催する団体等に対し、エセナおおたの施設優先利用により活動を支援します。	人権・男女平等推進課

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」

昭和 52(1977)年、女性が安心して集える場所として「大田区立婦人会館」が設立されました。平成 4(1992)年には、名称を「大田区立おおた女性センター」と変更し、建物の改修ののち、平成 12(2000)年に大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」として開館しました。主に講座や講演会、情報の収集・発信、施設の貸出、交流の場の提供などを行っています。

■「エセナおおた」の意味は？

「エセナ」とはスペイン語でステージ・場・場面を意味し、自分自身のステージをこの施設で広げてほしいという願いを込めて区民からの公募で選ばれた愛称です。

<主な事業> 2019 年度事業報告より

- エセナフォーラム・エセナフェスタの開催
- パパの手で作る赤ちゃんのハッピータイム♪
- 女性リーダー養成講座
- デートDV防止出前講座
- 女性のための起業応援セミナー
- など

大田区立男女平等推進センター「エセナおおた」

〒143-0016 東京都大田区大森北4-16-4
 TEL: 03-3766-4586 E-mail: escena@escenaota.jp
 FAX: 03-5764-0604 URL: <https://escenaota.jp/>
 ※令和6年度中に移転予定です。



